

職員各位

新型コロナウイルス対策に関するお願い

2020年7月22日  
つばさ静岡 管理部

\* 感染多発地帯とは1週間以内に1日の感染者数がおおよそ30人以上となる日が1日以上ある都道府県とする。

(2020/7/22 現在、東京、埼玉、神奈川、千葉、愛知、大阪、兵庫、京都、福岡)

① 感染多発地帯への訪問は極力自粛してください。

ただしやむを得ない場合は、管理者に事前に申告し、以下の点に注意してください

\* 感染多発地帯を訪問した場合

自家用車で移動をし、常時マスクを使用していた場合は休業しなくてよい。ただし2週間は健康観察を十分に行い、少しでも異常を感じた場合には速やかに当院医師に報告すること。

\* 会食について

多発地帯の居住者や訪問者と会食や宿泊を共にした場合は、原則10日間出勤停止とする。その場合有給を使用し、有給がなければ欠勤となる。

② 感染多発地域以外の県外への訪問に関しても、事前申告をお願いします。

そのうえで以下の点に注意してください。

\* 宿泊施設の利用について

同行者以外とはできるだけ2m離れて食事をする。マスク着用と手洗いを徹底する。宿泊施設には感染多発地帯からの来訪者もいるものとして、新しい生活様式を徹底すること。その場合、休業は不要。2週間の健康観察を徹底する。

\* レストラン利用について

感染多発地帯以外での小人数との会食は可能。同行者以外とは2mの距離を保つこととする。手洗いを徹底する。

③ その他

三密を避け、特にカラオケ、接待を伴うお店等の利用は控えること。